

壬生老人ホーム 通所介護、
京都市介護予防・日常生活支援総合事業
重要事項説明書

＜令和 6 年 6 月 1日現在＞

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 壬生老人ホーム
代表者名	理事長 松浦俊海
所在地・連絡先	(住所)京都市中京区壬生榎ノ宮町27 (電話)075-801-1243 (FAX)075-801-1405 (電子メールアドレス)mbday@joy.ocn.ne.jp

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	壬生老人ホーム(特別養護老人ホームと併設)
所在地・連絡先	(住所)京都市中京区壬生榎ノ宮町27 (電話)075-813-1181 (FAX)075-813-1182
指定事業者番号	2670300025
管理者の氏名	施設長 中村倫典
利用定員	25名 (通所介護、京都市介護予防・日常生活支援総合事業の合計)

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分(人)		常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1	統括管理 (特養を兼務)
生活相談員	2	1	1	1.2	生活支援・企画・送迎
介護職員 (介護福祉士資格)	8 (6)	4 (3)	3 (4)	5.9 (4.6)	生活支援・介護・送迎
看護師	3	2	1	2.3	健康管理(機能訓練指導員を兼務)
機能訓練指導員	3	2	1	2.3	機能訓練(看護師を兼務)
事務員・運転手	2	0	2	0.9	事務一般・送迎

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	
管理者	正規の勤務時間帯	(9:00~18:00)
生活相談員	正規の勤務時間帯	(8:30~17:30)
介護職員	正規の勤務時間帯	(8:30~17:30)
看護師	正規の勤務時間帯	(9:00~17:00)
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯	(9:00~17:00)
運転手	正規の勤務時間帯	(8:00~10:00、14:30~17:30)
事務員	正規の勤務時間帯	(9:00~13:00)

(4) 事業の実施地域

通常の事業実施地域	東－堀川通り 西－西大路通り 南－五条通り 北－御池通り の各通りで囲まれた範囲の内側
-----------	--

※上記地域以外でもご相談に応じます。以前よりご利用の方は、上記地域以外でも現在のご利用曜日に限り引き続きご利用可能です。

(5) 営業日・時間

営業日	月曜日～土曜日(祝日営業)	
営業時間	通所介護	9:00～17:00 の時間内 9:00～15:30 ※(土)のみ
	介護予防型デイサービス	9:00～15:30 の内3時間以上
営業しない日	日曜日 年末年始 12/31～1/3 壬生寺節分祭 2/1～2/3 暴風雨や積雪等の悪天候や悪路、感染症の流行など、 安全衛生管理上必要な場合、臨時休業させて頂くことがあります。	

3 サービスの内容及び費用

(1) サービスの内容について

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 12:00~13:00 ご利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 食事サービスのご利用は任意です。
入 浴	(入浴時間) 9:30~11:30 入浴又はシャワー浴を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。 入浴サービスのご利用は任意です。
排 泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員によりご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活支援	生活機能の向上や社会参加を目指し、適切な支援を行います。 各種レクリエーションやサークル活動が外出機会を提供します。
健康チェック	血圧測定等、ご利用者の全身状態の把握を行います。
服 薬	介助が必要なご利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
相談及び援助	ご利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います
創作活動	ご利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 費用について

介護保険の適用がある場合は、利用料金の1割または、2割、3割がご利用者負担額となります。

※ 認知症加算あるいは若年性認知症利用者加算(60単位/1回)

【通所介護】

送迎を行わない場合は、49円/片道につき減算します。

(3～4時間)									
1回につき	介護費	入浴介助加算 I	中重度者ケア体制加算	認知症加算	サービス提供体制強化加算 I	合計単位数	介護職員処遇改善加算 (I)	合計単位数	利用者負担額 合計単位数 × 10.45の1割
要介護1	370	40	45	60	22	537	49	586	¥613
要介護2	423	40	45	60	22	590	54	644	¥673
要介護3	479	40	45	60	22	646	59	705	¥737
要介護4	533	40	45	60	22	700	64	764	¥799
要介護5	588	40	45	60	22	755	69	824	¥862
(4～5時間)									
1回につき	介護費	入浴介助加算 I	中重度者ケア体制加算	認知症加算	サービス提供体制強化加算 I	合計単位数	介護職員処遇改善加算 (I)	合計単位数	利用者負担額 合計単位数 × 10.45の1割
要介護1	388	40	45	60	22	555	51	606	¥633
要介護2	444	40	45	60	22	611	56	667	¥697
要介護3	502	40	45	60	22	669	62	731	¥763
要介護4	560	40	45	60	22	727	67	794	¥830
要介護5	617	40	45	60	22	784	72	856	¥895
(5～6時間)									
1回につき	介護費	入浴介助加算 I	中重度者ケア体制加算	認知症加算	サービス提供体制強化加算 I	合計単位数	介護職員処遇改善加算 (I)	合計単位数	利用者負担額 合計単位数 × 10.45の1割
要介護1	570	40	45	60	22	737	68	805	¥841
要介護2	673	40	45	60	22	840	77	917	¥959
要介護3	777	40	45	60	22	944	87	1031	¥1,077
要介護4	880	40	45	60	22	1047	96	1143	¥1,195
要介護5	984	40	45	60	22	1151	106	1257	¥1,313
(6～7時間)									
1回につき	介護費	入浴介助加算 I	中重度者ケア体制加算	認知症加算	サービス提供体制強化加算 I	合計単位数	介護職員処遇改善加算 (I)	合計単位数	利用者負担額 合計単位数 × 10.45の1割
要介護1	584	40	45	60	22	751	69	820	¥857
要介護2	689	40	45	60	22	856	79	935	¥977
要介護3	796	40	45	60	22	963	89	1052	¥1,099
要介護4	901	40	45	60	22	1068	98	1166	¥1,219
要介護5	1008	40	45	60	22	1175	108	1283	¥1,341
(7～8時間)									
1回につき	介護費	入浴介助加算 I	中重度者ケア体制加算	認知症加算	サービス提供体制強化加算 I	合計単位数	介護職員処遇改善加算 (I)	合計単位数	利用者負担額 合計単位数 × 10.45の1割
要介護1	658	40	45	60	22	825	76	901	¥941
要介護2	777	40	45	60	22	944	87	1031	¥1,077
要介護3	900	40	45	60	22	1067	98	1165	¥1,218
要介護4	1023	40	45	60	22	1190	109	1299	¥1,358
要介護5	1148	40	45	60	22	1315	121	1436	¥1,501
(8～9時間)									
1回につき	介護費	入浴介助加算 I	中重度者ケア体制加算	認知症加算	サービス提供体制強化加算 I	合計単位数	介護職員処遇改善加算 (I)	合計単位数	利用者負担額 合計単位数 × 10.45の1割
要介護1	669	40	45	60	22	836	77	913	¥954
要介護2	791	40	45	60	22	958	88	1046	¥1,093
要介護3	915	40	45	60	22	1082	100	1182	¥1,235
要介護4	1041	40	45	60	22	1208	111	1319	¥1,378
要介護5	1168	40	45	60	22	1335	123	1458	¥1,523

・通所介護加算項目

サービス内容	加算の要件	単位
入浴介助加算(Ⅰ) (利用した場合)	入浴介助を行います	40単位/回
中重度者ケア体制加算	規定の職員数+2以上配置	45単位/回
認知症加算	認知症高齢者の常生活自立度Ⅲ以上	60単位/回
サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち 介護福祉士が70%以上	22単位/回
若年性認知症加算 (対象の方のみ)	若年性認知症ケア	60単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	経験技能のある介護職員を事業所内で 一定割合以上配置している事	1ヶ月の合計単位数 の9.2%

【京都市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型・介護予防型デイサービス】
(要支援認定者、第1号被保険者のうち事業対象者と判定された方が対象)

要支援(9:00~15:30のうち3時間以上)							
1ヶ月につき	入浴	介護費	サービス 提供体制 強化加算 Ⅰ	合計 単位数	介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)	合計 単位数	利用者負担額 合計単位数 ×10.45の1割
要支援1、2又は 事業対象者の週1回程度	あり	1798	88	1886	174	2060	¥2,152
要支援2の週2回程度		3621	176	3797	349	4146	¥4,333
要支援1、2又は 事業対象者の週1回程度	なし	1598	88	1686	155	1841	¥1,924
要支援2の週2回程度		3221	176	3397	313	3710	¥3,876

・他サービス(訪問型サービスなど)を組み合わせる場合は、介護予防型デイサービスの利用回数に制限があります。要支援1の方は、1ヶ月に5~8回利用していただくことは、できません。

1回につき	入浴	介護費	サービス 提供体制 強化加算 Ⅰ	合計 単位数	介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)	合計 単位数	利用者負担額 合計単位数 ×10.45の1割
要支援1、2又は 事業対象者の週1回程度	あり	436	88	524	48	572	¥598
要支援2の週2回程度		447	176	623	57	680	¥711
要支援1、2又は 事業対象者の週1回程度	なし	388	88	476	44	520	¥543
要支援2の週2回程度		398	176	574	53	627	¥655

・京都市介護予防・日常生活支援総合事業の共通の加算項目

サービス内容	加算の要件	単位
サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	要支援1、2又は 事業対象者の週1回程度	88単位/月
	要支援2の週2回程度	176単位/月
若年性認知症加算 (対象の方のみ)	若年性認知症ケア	240単位/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	経験技能のある介護職員を事業所内で 一定割合以上配置している事	1ヶ月の合計単位数の 9.2%

○ 左記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

○ 介護保険での給付の範囲を超えた分のサービス利用の利用料金は、全額がご利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

○ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(3) 介護保険給付対象とならないもの

昼食費	体調不良等で、お食事やおやつを召し上がらなかった場合でも費用がかかります。	¥600
おやつ代		¥80
尿取りパッド	ご自宅からご準備頂いた物が足りなくなった場合、交換した枚数に応じて費用を頂きます。	¥30
カバータイプ		¥120
パンツタイプ		¥100
フラット		¥30
キャンセル料	前日17:30までのキャンセル	無料
	ご利用当日(前日の17:30以降)のキャンセル ※介護予防は月額定額報酬のため、キャンセル料は発生しません。	¥500
レクリエーション費	特別に、材料費や入場料・交通費などの費用のかかるレクリエーションをご希望された場合に実費相当額を頂きます。	実費
地域外送迎費	規定の地域を超えた地点から、片道0.5km未満	¥10
	片道0.5kmを超えるごとに加算	¥20

(4) お支払方法

前月の累計額を毎月10日に請求いたしますので、月末までにお支払い下さい。
口座引落の手数料はご利用者様負担になります。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

ご利用者の能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供します。社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

(2) 運営方針

ご利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、通所介護計画書を作成し計画的に行います。また、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(3) その他

事項	内容
(介護予防)通所介護計画の作成及び事後評価	ご利用者の直面している課題等及びご利用者の希望を踏まえて、(介護予防)通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(計画と評価)に記載してご利用者に説明のうえ交付します。
記録の整備	(介護予防)通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情・相談の窓口	窓口責任者 上田 知子 (主任) ご利用時間 月～土曜日 9:00～17:00 ご利用方法 お電話・FAX・メール、 事業所内苦情受け付け箱 電話: 075-813-1181 FAX: 075-813-1182 メールアドレス: mbdays@joy.ocn.ne.jp
苦情解決責任者	中村 倫典 (壬生老人ホーム 施設長)
第三者委員	奥本 喜裕 (静原寮 施設長) 電話: 090-8217-0553
京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	電話: 075-812-2566
京都市下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	電話: 075-371-7228
京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	電話: 075-441-5106
京都府国民健康保険団体連合会	電話: 075-354-9090
京都府福祉サービス適正化委員会	電話: 075-252-2152

6 緊急時等における対応方法

- (1) サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅支援事業者、介護予防にあつては地域包括支援センターへ連絡するとともに必要な措置を講じます。
- (2) 医学的見地から緊急受診が必要であると判断した場合には、ご家族の承諾を待たずに措置を講じます。

主治医	病院名 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時 連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号	

7 事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じます。
- (2) ご家族、居宅支援事業者、介護予防にあつては地域包括支援センター、市町村への連絡を行います。
- (3) 利用者に対する指定通所介護の提供により法律上賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うとともに、再発防止策を講じます。

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災 設備	別途定める消防計画にのっとり年1回避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	2箇所
	避難階段	1箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	各所		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	中京消防署への届出済			

9 施設内の掲示や写真の掲載について

(1) 施設内掲示板での利用

ご利用中に撮影した、ご利用者の写真(画像)や氏名を施設内掲示板に掲示する場合があります。

(2) 広報紙やホームページ等での利用

当事業所が発行する広報誌や施設紹介等のパンフレットまたはホームページ等に、個人が特定できない程度のご利用者の写真(画像)を利用させていただく場合があります。

(3) 掲示や掲載を望まないお申し出に対して、掲示の中止や掲載の削除の対応をいたします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 所持金品は自己の責任で管理し、必要でない持ち込みについてはご遠慮下さい。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 施設内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 職員への金品贈与はご遠慮下さい。

11 高齢者虐待防止の取り組みについて

高齢者の権利が侵害される、又は生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど、支援が必要と判断された場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行います。また、人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、又従業者に対して研修等を実施いたします。

12 ハラスメント対策について

指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。また、利用者及び家族等の関係者による暴力・暴言、過剰または不合理的な要求、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束、その他ハラスメント行為により、通所介護従業者の就業環境が害される事を防止するための必要な措置を講じます。

13 BCP(業務継続計画)について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、通所介護事業の業務継続に向けた計画等を策定、研修の実施、訓練等を行います。

14 第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日	令和5年3月17日 (評価結果の確定日)
実施した評価機関の名称	一般社団法人 京都社会福祉士会
評価結果の開示状況	「京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」のホームページ(http://kyoto-hyoka.jp/j00664/)にて公表

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、通所介護、京都市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	京都市中京区壬生榎ノ宮町31
	事業者(法人名)	社会福祉法人 壬生老人ホーム
	施設名	壬生老人ホーム
	(事業所番号)	2670300025
	代表者名	理事長 松浦俊海

説明者	職 名	
	氏 名	印

私は、重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印

(代筆 _____)

(続柄 _____)

代理人
(選任した場合)住 所
(ご家族等)

氏 名	印
-----	---